

静岡県告示第394号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和6年5月14日

静岡県知事職務代理者

静岡県副知事 森 貴 志

1 指定施業要件変更に係る保安林の所在場所

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成7年3月31日静岡県告示第285号

昭和53年3月28日農林省告示第355号（三に係るものに限る。）

昭和59年11月22日農林水産省告示第2286号（三に係るものに限る。）

2 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁、賀茂農林事務所並びに下田市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）